

## 一般廃棄物収集運搬業許可(更新)証

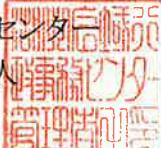
住所 京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏名 安田産業株式会社  
代表取締役 安田 奉春

令和5年5月19日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可の更新申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次の条件を付して、更新を許可します。

令和 5 年 7 月 4 日

湖北広域行政事務センター  
管理者 松居 雅人



許可の期間	令和5年7月4日から令和7年7月3日まで		
取り扱う一般廃棄物の種類	1. 事業系可燃ごみ 2. 食品廃棄物		
営業の区域	長浜市および米原市		
事業所(本社)	所在地	京都市伏見区南寝小屋町91番地	
	名称	安田産業株式会社	TEL 075-604-5353 FAX 075-604-5358
湖北広域行政事務センター管内事業所	所在地	長浜市口分田町440番地4(207号室)	
	名称	安田産業株式会社 長浜営業所	TEL 075-604-5353 FAX 075-604-5358
許可の条件	裏面指示書の各条項を遵守すること。		

## 1. 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖北広域行政事務センター管理者に対して審査請求することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## 2. 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、湖北広域行政事務センターを被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖北広域行政事務センターを代表する者は、管理者です。

ただし、この処分があつたことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

# 指 示 書

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守するとともに、湖北広域行政事務センター管理者（以下「センター管理者」という。）の指導、指示に従うこと。特に下記の事項について留意すること。
  - ①許可した一般廃棄物（事業系可燃ごみ）以外は、クリスタルプラザに絶対に搬入してはならない。
  - ②事業系可燃ごみ以外に許可した一般廃棄物は、申請に基づく事業計画書に記載の処理施設へ搬入すること。
  - ③許可を受けた者が自ら許可業務を行わなければならず、再委託、名義貸しをしてはならない。
  - ④収集した一般廃棄物の不法投棄をしてはならない。
  - ⑤申請書および添付書類の記載事項に変更があった場合は、速やかにセンター管理者に届け出ること。
  - ⑥許可区域以外の一般廃棄物（事業系可燃ごみ）をクリスタルプラザに搬入してはならない。
  - ⑦一般廃棄物が飛散及び流出並びに悪臭が漏れることのないよう収集車輌等を整備すること。（万一、飛散等が生じた場合は、速やかに清掃をおこなうこと。）
  - ⑧パッカー車以外で搬入する場合は、ネット、シートまたはその他の飛散防止対策を必ず講ずること。
  - ⑨清掃事業における安全衛生管理要綱に基づき、従業員の労働安全衛生対策に努めること。特に積載超過に留意すること。  
なお、労働安全衛生に係る事故が発生した場合は、速やかにセンター管理者に報告すること。
  - ⑩湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する規則（以下「センター規則」という。）第14条に規定する実績報告書を指定期日までに必ず提出すること。
2. 一般廃棄物は市別に持ち込むこと。（ただし、やむなく合い積みした場合は、市別の一般廃棄物の量を1台ごとに収集先報告書にて、搬入受付時に報告すること。）
3. クリスタルプラザへの搬入は、センター休業日を除き、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までの間は、受付を休止とする。
4. センター規則第4条第2項の承認を受けた者が一般廃棄物を搬入した場合のごみ処理手数料は、納入期限までに必ず納付すること。期限内に納付されない場合は、搬入を停止することがある。
5. クリスタルプラザへの搬入時には、アイドリングストップを慣行すること。特に投入ステージ内では厳守すること。
6. 一般廃棄物をごみピットへ投入した場合は、必ず投入扉前を清掃すること。
7. 洗車を行う場合、荷箱内の洗車は、最終搬入時ののみ投入ステージ内の洗車場で行い、投入扉では行わないこと。水曜日については洗車場の清掃を行うため、洗車場は午後3時までの使用とする。また、外部の洗車は搬入ごとに行うこと。なお、荷箱内の洗車後は必ず床等を清掃すること。
8. パッカー車で運搬走行中は、必ず後部の扉を閉めること。
9. 届出車輌には、センターの許可業者であることの標示をすること。
10. 収集車輌は、必ず届出車庫に納車するとともに、洗車を励行し、住民に迷惑を及ぼさないこと。
11. 収集及び運搬業務を円滑に遂行できる人員、器材を整備すること。
12. 生活環境保全上、住民から苦情を受けた場合は、責任を持って解決し、速やかにセンター管理者に報告すること。

## 【注意事項】

上記の指示事項を遵守しない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3及び第7条の4の規定により、許可の取り消し、または事業の停止があるので注意すること。